

香川県報



号外 2

平成 18 年

5月30日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規則

●香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

（生活衛生課）

一

規則

香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

平成十八年五月三十日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第六十一号

香川県証紙条例施行規則等の一部を改正する規則

（香川県証紙条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県証紙条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第三号及び第四号中「又は猫」を「若しくは猫又は収容した犬」に改める。
（香川県出先機関事務決裁規則の一部改正）

第二条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

「法：動物の愛護及び
管理に関する法
律」

別表第四の九の表二十八の項中 管理に関する法 を 省：動物の愛護及び
管理に関する法
律施行規則 に

改め、同項第一号から第五号までを次のように改める。

1	動物取扱業者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。（法十条一項、十三条一項、十四条三項、十七条）	
2	登録事項の変更又は廃業等の届出を受けること。（法十四条一項・二項、十六条一項）	
3	動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。（法十五条、規四条三項・五項）	
4	動物取扱業者の登録を取消し、又は動物取扱業者の停止を命ずること。（法十九条一項）	
5	動物取扱業者に対して勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。（法二十三条）	

別表第四の九の表二十八の項第六号中「十三条一項」を「二十四条一項」に改め、同項第七号中「十五条一項」を「二十五条一項」に改め、同項第八号中「十五条二項」を「二十五条二項」に改め、同項第九号中「十五条三項」を「二十五条三項」に改め、同項第二十四号及び第二十五号を削り、同項第二十三号中「危険な動物」を「特定動物」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項第二十一号及び第二十二号を削り、第二十二号を第三十一号とし、同項第十九号中「危険な動物」を「特定動物」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十五号から第十八号までを削り、同項第十四号中「八条一号」を「十条一号、十三条」に改め、同号を同項第二十五号とし、同号の次に次の四号を加える。

26	犬及び猫を引き取るべき日時等の指示をすること。（条例十四条二項）	
27	職員に所有者の判明していない犬を収容させること。（条例十五条）	
28	所有者の判明しない犬、猫等の公示等を行うこと。（条例十六条）	
29	所有者から引き取った犬又は猫を譲渡等すること。（条例十七条）	

別表第四の九の表二十八の項第十三号を削り、同項第十二号中「十九条二項」を「十六条二項」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の八号を加える。

17	登録証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(省二条五項・六項・九項、四条四項)		
18	登録証の亡失の届出を受けること。(省二条八項、四条四項)		
19	動物取扱業者に動物取扱責任者研修の開催の通知をすること。(省十条一項)		
20	特定動物飼養者からの通知を受けること。(省十三条十号)		
21	許可証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(省十五条五項・六項・九項、十八条四項)		
22	許可証の亡失の届出を受けること。(省十五条八項、十八条四項)		
23	飼養又は保管の廃止の届出を受けること。(省十六条一項)		
24	特定動物の識別措置の実施の届出を受けること。(省二十条三号)		

別表第四の九の表二十八の項第十一号中「十八条三項」を「三十五条三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号中「十八条一項・二項」を「三十五条一項・二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号の次に次の四号を加える。

10	特定動物の飼養若しくは保管に係る許可をし、変更の許可をし、又は許可を取り消すこと。(法二十六条一項、二十八条一項、二十九条)		
11	特定動物の飼養又は保管に係る軽微な変更の届出を受けること。(法二十八条三項)		
12	特定動物飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。(法三十二条)		
13	特定動物飼養者から報告を徴し、又は当該職員に特定飼養施設等の立入検査をさせること。(法三十三条一項)		

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規

則の一部改正)

第三条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第百十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「別表第一の十三の項又」を「別表第一の十三の項ホ」に、「以下この項において「規則」という。」に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「第七条の規定による動物取扱責任者研修修了証の交付」に改め、同項中イ及びロを削る。別表第一の三の項中「第七条第二項」を「第十条第二項」に改める。

(香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第四条 香川県動物の愛護及び管理に関する規則(平成十三年香川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「第二章第二節」を削り、「平成十二年総理府令第百十七号」を「平成十八年環境省令第一号。以下「省令」という。」に、「法第八条第一項の事業所」を「動物取扱業に係るものにあつては事業所の所在地、特定動物の飼養又は管理に係るものにあつては特定飼養施設」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

第四条を次のように改める。

(登録簿の閲覧)

第四条 法第十五条の規定により、動物取扱業者登録簿(以下「登録簿」という。)(を閲覧に供するため、香川県動物取扱業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)(を香川県東讃保健所、香川県中讃保健所、香川県西讃保健所及び香川県小豆保健所内に置く。

2 登録簿の閲覧時間は、香川県の休日を含め定める条例(平成元年香川県条例第一号)第一条第一項各号に掲げる日を除き、午前九時から午後五時までとする。

3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合

においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

4 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

二 登録簿を汚し、又は破らないこと。

三 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

5 知事は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

第八条から第十条までを削る。

第七条第一項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「第七条第五号」を「第九条第四号」に改め、同条を第九条とする。

第五条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第五条 法第二十二條第三項の動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受けさせようとする者は、動物取扱責任者研修受講申込書（第一号様式）を保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

第五条の前に見出しとして、「（動物取扱責任者研修）」を付し、同条の次に次の三條を加える。

第六条 動物取扱業者は、動物取扱責任者に知事が指定した他の都道府県知事が開催する研修を受けさせることをもって、知事が開催する研修を受けさせたものとすることができる。

（修了証の交付）

第七条 知事は、研修を修了した者に対して動物取扱責任者研修修了証を交付するものとする。

（許可の有効期間）

第八条 省令第十四條の知事が定める許可の有効期間は、五年とする。

第十一条を次のように改める。

（犬の収容に係る職員の身分証明書）

第十一条 条例第十五條第三項の証明書は、第二号様式によるものとする。

第十二條から第十六條までを削る。

第十七條第一項中「犬こつ傷届出書（第八号様式）」を「犬によるこつ傷事故届出書（第三号様式）」に改め、同条第二項中「危険な動物」を「特定動物」に、「危険な動物による事故届出書（第九号様式）」を所管保健所長を「特定動物による事故届出書（第四号様式）」を特定飼養施設の所在地を所管する保健所長に改め、同条を第十二條とする。

第十八條中「第十号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第十三條とする。

第十九條を削る。

第二十條第一項中「第十八條第一項」を「第三十五條第一項」に、「第十二号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第十八條第一項」を「第三十五條第一項」に、「又は猫の返還を」を「若しくは猫又は条例第十五條の規定により収容された犬の返還を」に、「第十三号様式」を「第七号様式」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

動物取扱責任者研修受講申込書

年 月 日

香川県知事 殿

動物取扱業者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修を受けさせたいので、申し込みます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
受 講 者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

第2号様式(第11条関係)

(表面)

8 cm

第 号

写
真

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名
生年月日 年 月 日

6 cm

上記の者は、香川県動物の愛護及び管理に関する条例第15条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

(裏面)

香川県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)

(犬の収容)

第15条 知事は、所有者の判明していない犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2 職員は、収容しようとしている犬が他人の土地に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その土地(人の住居の用に供されている土地を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その土地の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 職員が第1項の規定による犬の収容に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めにより、これを提示しなければならない。

4 略

犬によるこう傷事故届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

私の飼養する(保管する)犬が人をかんだので、香川県動物の愛護及び管理に関する条例第20条の規定により届け出ます。

被 害 者	住所						
	氏名				年齢		
事 故 に 係 る 犬	名称		種類		性別		年齢
	登録年度及び登録番号				年度 第 号		
	狂犬病予防注射済票番号				年度 第 号		
事 故 の 状 況	発生日時	月 日 午前・午後 時 分					
	発生場所						
	内 容						
	原 因						
	過去における事故の有無	有(内容 無)					
事故発生後の措置							

第4号様式(第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

特定動物による事故届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたので、香川県動物の愛護及び管理に関する条例第20条の規定により届け出ます。

特定動物の飼養(保管) 許可年月日及び許可番号		年 月 日		号	
事故に係る 特定動物		種 類		性 別	
		個体識別の種類			
		個体識別番号等			
特定飼養施設の所在地					
主 な 取 扱 者	住 所				
	氏 名				
事故の状況		発 生 日 時		月 日 午前・午後 時 分	
		発 生 場 所			
		内 容			
		原 因			
		過去における 事故の有無		有(内容 無)	
被 害 者	住 所				
	氏 名		年 齢		
事故発生後の措置					

